

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示 医療法に基く吏員の身分を示す証票の交付
建設業者の更新登録
昭和二十七年八月鳥取県告示第四百八号中一部改正
- 昭和二十七年五月鳥取県告示第二百四十四号中一部改正
- 家畜の死亡、廃用共済の共済金額設定
- 家畜共済の共済掛金率の設定
- 土地改良事業計画の認可申請
- 土地改良区の定款変更等認可
- 食糧事務所出張所所在地の変更

◇難報

告示

鳥取県告示第百八十五号
 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十五条の規

定による当該官吏若しくは吏員の身分を示す証票を次の者に昭和二十七年十二月一日交付した。

昭和二十八年四月二十八日

第二号	鳥取県知事 西 尾 愛 治
第四号	鳥取県事務吏員 森 原 敏 直
第八号	山 形 利 男
第二号	新 田 剛
第一四号	原 田 幸 則
第二一号	河 崎 正 人
第二二号	林 繁 夫
第二六号	鈴 木 光 雄

鳥取県告示第百八十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和二十八年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録 (ろ)第二〇三号	昭和二十八年 一月二十二日	米子機工株式会社	米子市加茂町一丁目九三	増本 幸一
" 第二〇五号	" 二月一日	北村電気工業株式会社	東伯郡倉吉町大字西町二、六七六	北村 松吉
" 第二〇六号	" 二月十五日	小谷工務店	" 中之町七四一の一	小谷 孫市
" 第二〇七号	" 二月十四日	株式会社 千代組	八頭郡智頭町大字智頭二一三三	米井 信夫
" 第二〇八号	" 三月九日	山陰中央土木有限会社	米子市道笑町三丁目二七	大山初太郎
" 第二〇九号	"	松本 組	日野郡日野村大字下榎二一〇の二	松本 政一

鳥取県告示第百八十七号

昭和二十七年八月鳥取県告示第四百八号(家畜共済の共済金額について)中死亡廃用共済の最低共済金額を次のように改定し昭和二十八年四月一日から適用する。

共済目的	鳥取県知事 西 尾 愛 治
死亡廃用共済最低共済金額	
乳 牛	三〇、〇〇〇円
乳用種種雄牛	二六、〇〇〇円

役肉用種種雄牛	"	二五、〇〇〇
その他の牛	岩美郡	三四、二八六
	八頭郡	四八、〇〇〇
	気高郡	四〇、〇〇〇
	東伯郡	三六、九二三
	西伯郡	三六、九二三
	日野郡	三六、九二三
種 雄 馬	日野郡	二七、一四三
種 雌 馬	日野郡	二〇、〇〇〇

その他の馬	"	二〇、〇〇〇
種 雄 山羊	"	一、〇〇〇
その他の山羊	"	一、〇〇〇
種 雄 めん羊	"	一、〇〇〇
その他のめん羊	"	一、〇〇〇
種 雌 豚	"	一、〇〇〇
種 雄 豚	"	一、〇〇〇

鳥取県告示第百八十八号

昭和二十七年五月鳥取県告示第二百四十四号(疾病傷害共済の共済金額について)中「昭和二十七年」を「昭和二十七年及び昭和二十八年」に改める。

昭和二十八年四月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第百八十九号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基づく昭和二十八年度において適用する死亡、廃用共済の共

済金額の最低額に対応する共済掛金を次のように定める。

昭和二十八年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

共 済 目 的	共 済 掛 金	
	乳 牛	二、一三〇円
出生後第五の月の末日を経過した	乳用種種雄牛	一、六九〇円
	役肉用種種雄牛	一、二五〇円
その他の牛		四八〇円

明け二才以上の馬 一、一四〇円

鳥取県告示第百九十号

昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十九号の表中括弧を附した共済掛金率に係る地域につき昭和二十八年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで適用する家畜共済の共済掛金率を次のように定める。

昭和二十八年四月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十九号（家畜共済の共済掛金率について）の表中括弧を附した共済掛金率に係る当該地域につき昭和二十六年六月一日から昭和二十八年三月三十一日まで適用された共済掛金率と同率とする。

鳥取県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、羽合土地改良区から新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第四十八条第五項において準用する第八条第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九条において準用する第十六条の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十八年四月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和二十八年四月二十九日から同年五月十八日まで

三 縦覧の場所

東伯郡羽合町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、尾高井手土地改良区及び五千石井手土地改良区の定款変更並びに新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年四月二十二日それぞれ認可した。

昭和二十八年四月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

雑 報

昭和二十八年四月二十八日
鳥取食糧事務所長 西 山 義 雄

出張所所在地変更につきて

鳥取食糧事務所米子支所境出張所の所在地を昭和二十八年四月一日から次のように変更した。

事務所所在地

新 鳥取県西伯郡境町栄町一八九番地
旧 鳥取県西伯郡境町栄町一三番地

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。

本県においては県民の皆様の日常生活に関係ある重要な条例、規則、規程等をこの公報に登載して公布しております。

国に官報、県に公報あり、是非公報を讀みませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料（実費）一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課